

地方独立行政法人大阪産業技術研究所  
公的研究活動上の不正行為に係る調査等に関する取扱要綱

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所公的研究不正行為防止規程（平成29年規程第68号。以下「公的研究不正行為防止規程」という。）第10条及び第11条に定める地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）における公的研究活動上の不正行為又は不正行為の恐れに関する通報、告発等の取扱い及び調査等に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、公的研究不正行為防止規程に定めるところによる。

(告発等の取扱い)

第3条 特定不正行為に関する告発等を行おうとする者は、書面、電話、FAX、電子メール、面談など、告発等の方法を自由に選択し、公益通報窓口へ行うものとする。ただし、法人が委嘱した弁護士に対しては、書面（電子メールを含む。）により行うものとする。

2 前項の告発等は、原則として顕名によるものとし（法人が委嘱した弁護士に対しては顕名によるものに限る。）、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 特定不正行為を行ったとする職員等の氏名又は部署等の名称
- 二 特定不正行為の具体的内容
- 三 特定不正行為の内容を不正とする科学的な合理性のある理由

3 匿名による告発等があった場合は、告発等の内容に応じ、顕名による告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 告発等の意思を明示しない相談があった場合、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、前項の匿名による告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

5 書面による告発等など、公益通報窓口が受け付けたか否かを告発者が知りえない方法による告発等がなされた場合は、匿名による告発等の場合を除き、告発者に告発等を受け付けたことを通知する。

6 公益通報窓口は、告発等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。

(告発等に係る調査)

第4条 最高管理責任者は、前条第6項の規定による報告を受けたときは、当該告発等の対象となっている部署の部長に通知するとともに、次条から第10条の定めるところによ

り、当該告発等がなされた事案について、必要な調査等を実施する。

2 学会等の科学コミュニティや報道、インターネット上で、特定不正行為の疑いが指摘された場合、最高管理責任者は、告発等があった場合に準じて取り扱うことができる。

(告発等に係る予備調査)

第5条 最高管理責任者は、第3条第6項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該告発等の対象となっている部署の部長(当該告発等の対象となっている部署の部長が告発等の対象となっているときは、告発等の対象となっていない部署の部長がこれに代わるものとする。以下「当該部署の部長」という。)に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせる。

一 告発等がされた特定不正行為が行われた可能性

二 告発等の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性

三 告発等がされた事案に係る研究活動の公表から告発等までの期間が、生データ実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否か

四 その他必要と認める事項

2 当該部署の部長は、前項の予備調査の実施に関し、告発者、被告発者、その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。

3 前項の協力を求められた告発者、被告発者、その他関係者は、誠実にこれに協力等を行い、正当な理由なくこれを拒絶することはできない。

4 当該部署の部長は、予備調査の指示を受けてから14日以内に、最高管理責任者にその調査結果の報告をしなければならない。

5 最高管理責任者は、予備調査の結果に基づき、告発等の受付から30日以内に、当該告発等がなされた事案について、本格的な調査(以下「本調査」という。)を行うべきか否かを決定する。

6 前項の規定により、本調査を行わないことを決定したときは、最高管理責任者は、その旨の理由を付して告発者に通知する。この場合、法人は予備調査に係る資料等を保存し、告発者の求めに応じて開示するものとする。

(本調査)

第6条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、決定後30日以内に調査委員会を設置し、本調査を開始する。

2 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

3 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合において、当該告発等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるとき、又は配分が予定されているときは、当該資金配分を受けた機関及び関係省庁(以下「配分機関等」という。)に対し、本調査を行う旨を報告する。

(調査委員会)

第7条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 最高管理責任者
  - 二 当該部署の部長
  - 三 当該告発等の対象となっている部署の職員 若干名
  - 四 当該告発等の対象となっている部署以外の部署の職員で、当該告発等の対象となっていない研究分野の職員 若干名
  - 五 最高管理責任者が必要と認める外部有識者
- 2 前項第3号から第5号までの委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とし、第5号の委員の人数は、委員全体の半数以上とする。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 4 告発者及び被告発者は、前項の通知に対して、通知日から7日以内に、異議申立てをできるものとし、異議申立てがあった場合、最高管理責任者はその内容を審査し、必要と認めるときは、異議申立てに係る委員を交代させることができる。
- 5 最高管理責任者は、前項の規定により委員を交代させたときは、当該委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 調査委員会における調査は、告発等された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、被告発者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求める。
- 7 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間及び機会を与えなければならない。
- 8 調査委員会は、第6項の規定にかかわらず、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被告発者の他の研究活動を調査の対象とすることができる。
- 9 調査委員会は、調査対象となる研究活動に関して、事実の適正な認定に必要な資料等を保全する措置をとらなければならない。
- 10 調査委員会は、本調査を実施するにあたって、調査の対象となる公表前のデータや論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が外部に漏洩しないよう十分注意しなければならない。
- 11 調査委員会の運営等に関し必要な事項は、調査委員会が定める。
- 12 調査委員会の事務は、業務推進部又は企画部が行う。

(秘密の保持)

第8条 最高管理責任者、統括管理責任者、調査委員会委員、その他特定不正行為の調査等に携わる者は、公益通報窓口における受付及び調査の過程において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(認定)

第9条 調査委員会は、本調査の開始から150日以内に調査した内容を取りまとめ、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、認定を含んだ当該調査の結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。

- 一 特定不正行為が行われたか否か
- 二 特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
- 三 特定不正行為が行われていないと認定したときは、告発等が悪意に基づくものであったか否か

(調査結果の通知)

第10条 最高管理責任者は、前条の調査の結果を告発者及び被告発者に、速やかに通知する。

- 2 最高管理責任者は、当該告発等に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、配分機関等に前条の調査の結果を報告し、必要な対応を協議する。
- 3 最高管理責任者は、特定不正行為と認定された研究活動に係る研究成果等について、関連する論文掲載機関、関連する研究機関、その他の関連機関に認定の概要を通知し、必要な対応を協議する。
- 4 最高管理責任者は、調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものであると認定されたときは、告発者が所属する部署の部長又は他機関の長に通知する。

(措置)

第11条 最高管理責任者は、被告発者に特定不正行為の事実があると確認した場合は、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 被告発者に対して特定不正行為と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令
- 二 地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター職員就業規則（平成29年規程第13-1号）及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター職員就業規則（平成29年規程第13-2号）、その他の職員の就業規則及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター職員懲戒規程（平成29年規程第20-1号）及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター職員懲戒規程（平成29年規程第20-2号）（以下併せて「就業規則等」という。）に基づく処分
- 三 是正措置及び再発防止措置

2 最高管理責任者は、被告発者に特定不正行為の事実がないと確認した場合は、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 被告発者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置
- 二 当該告発等が悪意に基づくものであることが明らかであると認められた場合には、告発者に対して就業規則等に基づく処分

(不服申立て)

第12条 第9条の規定により、特定不正行為が行われたと認定された被告発者は、その認定に対し不服がある場合は、第9条第1項に定める通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てを行うことができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発等が悪意に基づくと認定された告発者は、その認定について前項に準じて不服申立てを行うことができる。

3 最高管理責任者は、不服申立ての審査を、調査委員会に行わせる。

4 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。

5 最高管理責任者は、第1項の不服申立てを受けたときは、その旨を告発者に通知するとともに、当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、配分機関等に対してもその旨を報告する。

6 調査委員会が再調査を開始した場合、再調査開始から50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。

7 最高管理責任者は、前項の再調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知するとともに、当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関等に対してもその結果を報告する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものの他、この要綱の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。